

第426回（臨時）福崎町議会会議録

平成21年11月24日（火）

午前9時30分 開 会

1. 平成21年11月24日、第426回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	岡本裕	技 監	樋口和夫
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ く り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案上程・議案説明
- 第 5 質疑
- 第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 議案上程・議案説明
- 日程第 5 質疑

日程第 6 討論・採決

1. 議案件名

議案第 6 3 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 4 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 2 6 回福崎町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕の寒気が身にしみるころとなりましたが、議員各位におかれましては、本日は早朝よりご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、議案第 6 3 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 6 4 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての議案 2 件であります。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げて、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は 1 6 名でございます。定足数に達しております。

よって、第 4 2 6 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長が指名をいたします。6 番、志水正幸議員、1 4 番、北山孝彦議員、以上の両君をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、本日 1 日間という結論を得ております。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
皆様のお手元に配付しております。報告書2ページの1月8日は、11月8日の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。
第425回定例会以後、本日までの主要事項については、別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしく願いをいたします。

日程第4 議案の上程・議案説明

- 議 長 日程第4は、議案の上程であります。
議案第63号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第64号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。
- 町 長 おはようございます。
第426回福崎町議会臨時会にご出席をいただきましてありがとうございます。秋も深まってまいりました。冬がもうそこに来たなという実感をするようになりました。昨日は、第20回の自然歩道を歩こう大会を開催いたしました。1,500名を超える方々にご参加をいただき、成功裏のうちに終わりました。また、同じ福崎町で近隣のゲートボール大会が、これも48チームというたくさんの参加がありまして、盛大に開かれました。このどちらの催しにも議員の皆さんのご協力を得ましたことを厚く感謝申し上げます。
さて、この臨時会に提案をいたしております議案は、63号と64号でございます。どちらも特別職や、あるいは一般職の給与等に関するものでありまして、非常に関心の深いものでございます。しかし、間もなくその適用の期日がやってまいりますので、きょうは臨時議会を開いて、その議案を提案させていただいたわけでございます。

説明につきましては、担当課長が行いますので、どうぞご賛同賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

- 議 長 ただいま町長から上程議案の大要の説明が終わりましたので、これから詳細なる説明を求めてまいります。
それでは、議案第63号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第64号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを事務局に朗読させます。

(書記朗読)

- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。
総務課長 失礼をいたします。

議案第63号、議案第64号について説明を申し上げます。

この2議案は、平成21年8月の人事院勧告に係るものです。昨年来の急激な景気の悪化に伴い、5月に臨時の人事院勧告が出され、期末勤勉手当が0.2カ月凍結されましたが、このたびの人事院勧告もその流れを引き継ぎ、厳しい経

済・雇用情勢を反映したものとなっております。

本年の人事院の給与勧告の骨子につきましては、総務課資料の14ページにお示ししていますのでご覧ください。

一つに、公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差0.22%を解消するため、月例給を引き下げ、自宅に係る住居手当を廃止しています。

二つ目には、期末勤勉手当の引き下げです。6月の期末勤勉手当の引き下げと合わせて0.35カ月の引き下げとなります。

三つ目には、超過勤務手当等については、民間においては時間外労働の割り増し賃金率等の引き上げ等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月1日から施行されます。これを踏まえ、公務において、特に長い超過勤務を強力に抑制し、またこうした超過勤務を命ぜられた職員には休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給にかえて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または時間、代替休を指定することができることとしています。これらの勧告を踏まえて条例改正をしようとするものです。

それでは、議案第63号について、新旧対照表で説明をいたします。

総務課資料1ページをご覧ください。

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。

期末手当として、条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.15カ月引き下げ、100分の235を100分の220としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、附則で平成21年12月1日から施行するものでございます。

2ページをお開きください。

第2条関係でございます。条例第4条第2項の表中、6月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.2カ月引き下げ、100分の210を100分の190としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、附則で平成22年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお開きください。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、第3条関係でございます。

期末手当として、条例第5条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.15カ月引き下げ、100分の235を100分の220としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、附則で平成21年12月1日から施行するものでございます。

4ページをお開きください。

第4条関係です。期末手当として、条例第5条第2項の表中、6月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.2カ月引き下げ、100分の210を100分の190としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、附則で平成22年4月1日から施行するものでございます。

なお、この改正によりまして、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は4.45カ月から4.1カ月となります。

続きまして、議案第64号の説明を新旧対照表でいたします。

5ページをお開きください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。平成21年12月1日施行となります。

条例第27条第2項は、期末手当の改正で、12月支給の期末手当を0.1カ月引き下げ、100分の160を100分の150に改めます。

第3項は、再任用職員の改正です。

条例第28条第2項の改正は、勤勉手当の改正で、12月支給の勤勉手当を0.05カ月引き下げ、100分の75を100分の70に改めるものです。

附則第8号は、自宅に係る住宅手当を月額1,000円引き下げ、3,500円を2,500円に改めるものです。

別表第1、第7条関係は、行政職給料表を改めるもので、若年層の据え置きの部分はありませんが、平均で0.2%の削減となっています。

10ページをお開きください。

第2条は、平成22年4月1日施行となります。

条例第20条は、時間外勤務手当等に係る改正で、時間外労働の割り増し賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえたもので、日曜日などを除き、1カ月60時間を超える時間外が発生する職員に係る改正です。

第4項は、1カ月60時間を超えた職員は、60時間を超えた勤務時間に対しては、通常の100分の125の割り増し時間帯は100分の150に、100分の150の時間帯は100分の175とし、100分の25の割り増しとする規定でございます。

第5項は、60時間を超えた時間について、時間外勤務代休時間、つまり代休とした場合は、100分の25の割り増しは支給しなくてよいとの規定です。

第6項は、再任用短時間勤務職員は、8時30分から17時15分までの一般職員の勤務時間内は再任用短時間勤務職員にとっては、時間外勤務であっても、時間外勤務手当はつかないという規定でございます。

条例第27条第2項は、期末手当の改正で、6月支給の期末手当を0.15カ月引き下げ、100分の140を100分の125に改めます。

第3項は、再任用職員の改正で、年間では100分の155を100分の150とするものです。

条例第28条第2項の改正は、再任用職員の勤勉手当の改正で、6月支給、12月支給の勤勉手当をともに100分の35とし、年間で100分の70とするものです。

11ページをお開きください。

条例第29条は、第2号に該当した場合にも給与を減額しない旨の規定でございます。

12ページをお開きください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第3条関係でございます。平成22年4月1日施行です。

条例第8条の2は、60時間を超えて、時間外勤務をした場合に、時間外勤務手当にかわって代休をとることができる時間外勤務代休時間に関するもので、指定された時間には職員は勤務を要しない規定を定めたものです。

13ページをお開きください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、第4条関係でございます。

これは、平成18年福崎町条例第32号の改正附則の規定中、現給保障の職員の給料を0.24%引き下げ、100分の99.76にするもので、平成21年12月1日から施行します。

また、官民給与は4月時点で比較し、均衡を図ることとされており、4月から

この改定の実施日の前日までの期間に係る官民格差相当分を解消させる観点から、4月から11月までの給与と6月期の期末勤勉手当を0.24%引き下げたものとして、12月の期末手当で調整いたします。

なお、今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、議会議員、特別職、町職員合わせて年間で約2,600万円の減額になります。ただし、12月補正におきましては、料率アップによります共済組合負担金等の増額によりまして、その減額幅は縮小する見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議案第63号、議案第64号の2議案とも、よろしくご審議を賜り、ご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案議案に対する説明が終わりましたので、次の日程に進みます。

日程第5 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、議案第63号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第64号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

6 番 本日の臨時議会に上程されています議案第64号について質疑をいたします。

先ほどの説明にありましたように、国の人事院の勧告を見ますと、国家公務員が自宅を新築した場合、あるいは買い取りした場合、5年を限度に住居手当を月額2,500円支給するという制度を今回廃止するという人事院勧告がなされております。

ただいまの説明を聞いておりますと、本町の場合、住宅手当の支給の特例措置として、従来から新築等から5年間の限定期間を設けずに、国より1,000円増額して3,500円の支給をされておりました。今回の改正によりますと、その3,500円を2,500円に改めようとされておりますが、その改正の趣旨というんでしょうか、考え方、いわゆる人勧では廃止という勧告が出ているにもかかわらず、2,500円に減額して支給しようという趣旨についてお尋ねしたいと思えます。

総務課 長 ご指摘のとおり、住居手当を除きまして、人事院勧告どおりの実施といたしております。住居手当は廃止をしておりますが、その理由は3点ほどございます。

第1点目は、この制度、つまり持ち家の住居手当の、そもそもの設立目的は、持ち家の修繕、維持管理に要する費用に充てるということでございました。この目的は、今なお、大切だと認識でございます。

第2点目は、持ち家の職員は自分の財産とはいうものの、住宅を建築し、または購入するために借金をし、元利償還をしながら、固定資産税を支払っております。地方は、やはり持ち家をといた思いも大変強いと思っております。こういった職員への支援は引き続き必要だと考えております。

第3点目は、国は官舎制度の仕組みが整っております。広域的な異動が多い国家公務員と持ち家が主流で、その地域で生活の本拠を構えている地方公務員とは置かれている状況が違っていると考えております。

これらの理由によりまして、1,000円は減額するものの、制度自体は残すものでございます。

6 番 その3点の説明でございますが、まず第1点目の、いわゆる住居手当の趣旨、支給、その辺につきましては、自己家屋に対する将来的な修繕に充てるというご説明だったと思いますが、国の方では5年間限定して支給すると、新築から5年というのは、非常にまだ新しいものですから、修繕等の必要性はないと思いますので、その点については、ちょっと理解しがたいんですが、後の2点目、3点目についてはおっしゃるとおりだと思いますが、もう一度その点について、第1点目の考え方をお尋ねいたします。

総務課長 修繕と申し上げましたが、維持管理に要する費用として必要ということが、設立の目的の一つでございました。

6 番 それから、他の自治体も、ちょうどこの時期に12月の時期を抱えて、今まさに議会等でその住居手当、あるいは職員の給与の減額等、議案上程されていると思いますが、他の周辺の市町村はその住居手当についての改正状況はつかんでおられるのでしょうか。

総務課長 今現在でつかんでいる状況につきまして報告させていただきます。

まだ、交渉中というのが兵庫県下12町中、2町でございます。4,000円というところもございますが、見送り、改正をしないというところが5町、それから1,000円減額して2,500円にするところが、福崎町を含めて4町、それから来年の4月1日に廃止をするというところが1町でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

日程第6 討論・採決

議長 次の日程は、討論・採決であります。

それでは、議案第63号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第63号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第64号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第64号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
- 議 長 以上をもちまして、第426回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。
- これにて第426回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
- よって、第426回福崎町議会臨時会はこれにて閉会することに決定をいたしました。
- 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
- 本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し、慎重審議をしていただき、適正妥当なる結論づけをいただきまして、誠にありがとうございました。
- また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。
- 間もなく師走となり、気ぜわしくなりますが、12月議会も招集されます。皆様方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げて、閉会のごあいさつといたします。
- 最後になりますが、町長からごあいさつをいただきます。
- 町 長 臨時議会にご出席をいただき、慎重審議の上、2議案とも賛同いただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。
- これに基づきまして、年末の給与等の計算を進めてまいりたい、このように考えております。
- また、12月になりますと、議会が開かれます。今の議会は、政府等の動きも目まぐるしいものがありまして、いろいろ複雑な問題を抱えておりますけれども、そうした面にも十分配慮しながら対応してまいりたいと、このように考えているわけでございます。
- きょう、午後、全課の職員を集めまして、来年度の予算編成の指示を行いたいと思っております。来年度の予算編成につきましても、皆様方から日ごろお聞きしております意見や、そしてさまざまな忠告等も十分考慮しながら、いい予算になるように努力を進めてまいりたいと考えております。
- 寒さは一段と厳しくなっております。インフルエンザの流行等も伝えられているところでございます。お体には十分気をつけられて、12月議会にご出席くださいますようお願いを申し上げ、終わりのあいさつとさせていただきます。
- 本日はありがとうございました。
- 議 長 これにて閉会いたします。
- お疲れさまでした。

閉会 午前10時02分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成21年11月24日

福崎町議会議長 宇 崎 壽 幸

福崎町議会議員 志 水 正 幸

福崎町議会議員 北 山 孝 彦